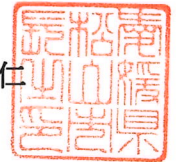


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市南高井町876番地
氏 名 有限会社アーク開発
代表取締役 渡部 和雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野 志 克 仁



許 可 の 年 月 日 令和 7年11月 7日

許 可 有 効 年 月 日 令和12年10月25日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」**(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん** 以上18種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 愛媛県松山市南高井町880番地

種類: 金属くず

(面積: 8.23m² 保管上限: 7.00m³)

種類: 木くず

(面積: 12.11m² 保管上限: 11.50m³)

種類: 紙くず、**「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」**(以上全ての種類について、**廃石膏ボード**に限る。)

(面積: 8.00m² 保管上限: 8.00m³)

種類: 動植物性残さ

(面積: 8.00m² 保管上限: 8.00m³)

種類: 廃プラスチック類、金属くず、**「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」**(以上全ての種類について、**水銀使用製品産業廃棄物**を含み、**廃蛍光灯類**に限る。)

(面積: 3.26m² 保管上限: 3.00m³)

種類: 廃プラスチック類

(面積: 7.20m² 保管上限: 12.00m³)

種類: がれき類

(面積: 5.42m² 保管上限: 7.86m³)

(2面)

種類:「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(面積:5.42m² 保管上限:7.86m³)

種類:「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(面積:7.50m² 保管上限:9.60m³ 高さ:1.28m)

種類:紙くず

(面積:1.63m² 保管上限:1.50m³)

種類:廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(以上全ての種類について、特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)

(面積:12.00m² 保管上限:3.37m³ 高さ:0.75m)

種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(面積:33.63m² 保管上限:14.83m³ 高さ:1.00m)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可 平成 7年10月26日
- 変更許可 平成12年10月26日
(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、繊維くず、動植物性残さ、鉋さい、動物のふん尿の追加)
- 更新許可 平成12年10月26日
- 変更届出(動植物性残さ、鉋さい、動物のふん尿の廃止) 平成17年10月11日
- 更新許可 平成17年10月26日
- 変更届出(ゴムくずの廃止) 平成18年11月 6日
- 変更許可 平成18年12月 7日
(廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類の積替え保管行為の追加)
- 住所変更(旧:愛媛県松山市古川南二丁目20番6号) 平成19年 6月21日
- 変更届出(積替え保管場所の変更) 平成19年 7月18日
- 変更許可 平成21年 5月 7日
(動植物性残さ、ゴムくず、鉋さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじんの追加及び動植物性残さの積替え保管行為の追加)
- 更新許可 平成22年10月26日
- 更新許可 平成27年11月16日
- 更新許可 令和 2年11月12日
- 変更届出(積替え保管場所の変更) 令和 4年10月24日
- 更新許可 令和 7年11月 7日

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・~~無~~